

地球環境

1 地球環境の現況と課題

■ 地球温暖化

地球温暖化は、ただ単に気温を上昇させるだけでなく、台風・ハリケーンの強大化などの気候変動、気候の変化に伴う農業への影響、海水の熱膨張や氷河の融解による海面の上昇、媒介動物の生息域の拡大によるマラリアなどの感染症の増加など深刻な影響をもたらすものと懸念されています。

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）¹」が2001年（平成13年）に発表した「第3次評価報告書」では、1990年から2100年までの間に地球の平均気温が1.4～5.8℃上昇し、平均海面が9～88センチ上昇すると予測しているほか、既に述べた、気象への影響、人の健康への影響、農業への影響、さらには、生態系への影響、水資源への影響などについても言及しています。

地球温暖化問題が国際交渉のテーマに取り上げられるようになったのは1980年代からだと言われていますが、1990年代になると条約交渉が開始され、1992年（平成4年）5月に「気候変動枠組条約」が採択され、1994年（平成6年）3月に発効しています。その後、毎年締約国会議が開催されていますが、1997年（平成9年）に京都で開催された「第3回締約国会議（COP3）」において、日本など先進国の温室効果ガス排出量について法的拘束力のある数値目標を定めた「京都議定書」が採択されました。京都議定書では、対象とする温室効果ガスを2008年（平成20年）から2012年（平成24年）までの第一約束期間に先進国全体で、少なくとも基準年²対比5%削減することを目指しており、わが国は6%の削減約束をしています。

京都議定書が2005年（平成17年）2月に発効したことから、政府は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「京都議定書目標達成計画（以下、「目達計画」という。）」を同年4月に閣議決定しました。

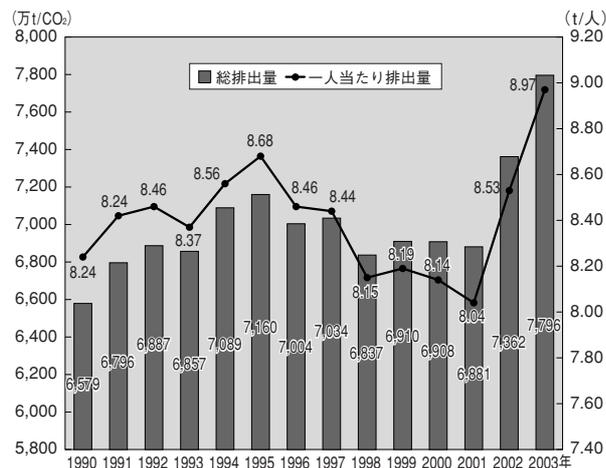
神奈川県では、「目達計画」決定前の2003年（平成15年）10月に「かながわ地球環境保全推進会議（以下「推進会議」という。）」が採択した「新アジェンダ21かながわ」の「第5章 数値目標」を「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」第20条に基づく「地球温暖化対策地域推進計画（以下、「地域推進計画」という。）」として位置づけていました。しかしながら、平成14年の温対法の改正で、地域推進計画は「目達計画」を勘案するものとされていたので、2005年（平成17年）7月に、推進会議内に「新アジェンダ21かながわ数値目標改訂委員会」を設けて検討を行い、2006年（平成18年）6月に「目達計画」を踏まえた改訂を行いました。

改訂計画では、本県の温室効果ガス排出量の96%強を占める二酸化炭素のみを対象とし、地域全体の総排出量について「2010年の県内総排出量を1990年の水準まで削減する」という目標を設定したほか、「家庭部門」「自家用自動車」「業務ビル」に関する目標などを設定しています。

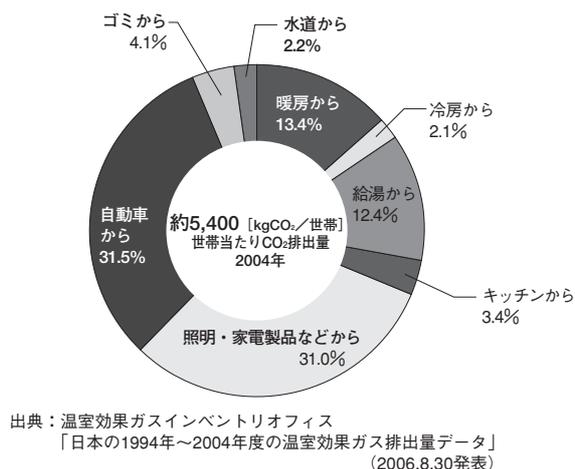
また、目標達成に向けて、「事業者（産業部門・業務部門）＝事業活動のグリーン化」「家庭＝環境負荷の少ないライフスタイルへの転換促進」「地域＝地域ぐるみの温暖化対策の推進」「新エネルギー＝産業振興、地域振興につながる新エネルギーの導入」の4つの分野に重点的に取り組むこととしています。

- 1 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）：各国が政府の資格で参加し地球の温暖化問題について議論を行う公式の場として、国連環境計画（UNEP）及び世界気象機関（WMO）の共催により1988年11月に設置された機関。温暖化に関する科学的な知見の評価、温暖化の環境的・社会経済的影響の評価、今後の対策のあり方の三つの課題について検討している。
- 2 対象とする温室効果ガス：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガス（HFC、PFC、SF₆）の6種類。
- 3 基準年：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素については1990年。代替フロン等3ガスについては1995年とすることも認められたため、我が国は1995年を選択している。

▶ 図2-7-1 神奈川県内の二酸化炭素(CO₂)排出量の推移



▶ 図2-7-2 家庭における用途別CO₂の排出割合



■ オゾン層の破壊

オゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生物を守っています。しかし、このオゾン層がフロン等の化学物質によって破壊され、著しく減少しています（オゾンホール）。特に南極域で発生するオゾンホールは、昭和55年頃から現れるようになり、平成4年以降は大規模なものが出現しています。

オゾン層保護のため、昭和60年に「オゾン層保護のためのウィーン条約」、昭和62年に「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択され、議定書締約国ではフロン類等の生産や輸入を制限し、順次削減を行っています。日本では、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」が制定され、ハロン、CFC、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素の生産が全廃されました。

また、HCFCについては平成32年に生産を全廃することが決定しています。

フロンの回収については、平成13年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」が公布され、平成14年4月に施行されました。この法律により業務用冷凍空調機器などからのフロン類の回収が行われています。また、家庭用冷蔵庫・家庭用エアコンについては「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」により、使用済自動車のカーエアコンについては「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」によりフロン類の回収が行われています。

■ 酸性雨

酸性雨は、工場・事業場から排出されるばい煙や自動車の排出ガスに含まれている硫黄酸化物、窒素酸化物等が大気中で硫酸、硝酸等に化学変化し、雨・雪・霧などに溶け込んだ形で降下したり、ガス・エアロゾルとして直接地上に沈着する現象のことです。

欧米を中心に酸性雨が原因と思われる森林の立ち枯れや湖沼、土壌の酸性度の上昇等生態系への影響をはじめ、建造物の劣化や人体への影響が懸念されています。県内においては、昭和49年夏に酸性雨によるとみられる目の刺激等の人体被害が出ています。

東アジア地域での経済発展にともなう酸性雨原因物質の増加に対処するため、1998年に「東アジア酸性雨モニタリングネットワークに関する第1回政府間会合」が開催され、約2年の試行を経てネットワークの本格稼働が開始されました。

■ 国際環境協力

現在、開発途上国、中でもアジア諸国では、急激な経済発展、都市化、人口増加等により、環境の状況が悪化しており、環境改善に取り組んできた県内の経験や技術、人材の蓄積を生かし、東南アジア地域における環境改善の取組を支援し、地域環境の改善に寄与することが課題となっています。

平成15年10月に策定された「新アジェンダ21かながわ」でも「国際協力」を行動目標分野として位置づけ、行動目標として「国際協力を実践します。」を掲げています。

2 地球環境保全に関する県の取組

1 地球温暖化対策の推進

参加と協働による二酸化炭素排出削減(新アジェンダ21かながわの推進)【環境計画課】

地球温暖化問題は、様々な社会経済活動やライフスタイル（生活様式）にかかわるものであることから、その解決に向けて県民、企業、NPO、行政などの各行動主体が二酸化炭素排出削減に向けた自主的な取組を一体となって進める必要があるため、あらゆる行動主体の積極的な環境配慮の取組により持続可能な社会をめざす「新アジェンダ21かながわ」を積極的に推進しています。

■ 神奈川県地球温暖化対策地域推進計画の改訂

京都議定書が発効したことを受けて、政府は昨年4月に「京都議定書目標達成計画」を策定しました。県とかながわ地球環境保全推進会議では、「目標達成計画」を踏まえて「神奈川県地球温暖化対策地域推進計画」として位置づけている「新アジェンダ21かながわ」第5章「数値目標」の見直しを行いました。（平成18年6月改訂）

■ 地球温暖化防止に向けた活動への参加・マイアジェンダ登録

「新アジェンダ21かながわ」では、県民、企業、NPO、行政など様々な行動主体が、環境配慮に向け自主的に取り組む内容を「マイアジェンダ」として登録・公表することにより、相互にパートナーシップを結び、協働して環境に配慮した行動を起こし、社会全体に環境の「環」を広げていこうと呼びかけています。

平成17年6月にはケニアの前環境副大臣のマータイさんが進める“もったいない運動”に対応し「マイアジェンダ登録」の個人向けの入門編とも言える「マイアジェンダ登録“もったいないバージョン”」を設けて登録の促進を図りました。これには、県内の企業等にもご賛同いただき、企業ぐるみで取り組んでいただいた例もあったことから、平成17年度末の個人登録数は、39,713人に達しました。平成18年11月には約47,000人を超えています。（マイアジェンダ登録全体では、52,982件（平成18年11月末現在））

■ 地球温暖化防止活動推進員普及啓発事業

県知事から委嘱を受け、地域において地球温暖化の現状や地球温暖化対策の重要性について普及啓発活動などを行う「地球温暖化防止活動推進員」の支援を行うために、「県地球温暖化防止活動推進センター」が実施する研修を通じて温暖化防止に係る各種情報の提供などを行いました。

自動車からの二酸化炭素の削減対策の推進【環境計画課、大気水質課、京浜臨海部活性推進課】

■ 低燃費車の導入促進

低燃費車への自動車取得税の低燃費特例及び自動車税のグリーン化など、税優遇措置の周知に努めました。

■ アイドリングストップ等のエコドライブの普及促進

○アイドリングストップの普及啓発

県地球温暖化防止活動推進センターと連携してアイドリングストップの普及啓発に努めました。

○運送事業者のエコドライブ調査

神奈川県・関東運輸局・神奈川県トラック協会は、同会員366社の協力を得て、約2万4千台分の燃費データ等を調査し、エコドライブに取り組んでいる運送事業者の燃費改善効果を検証するとともに、エコドライブによる大気環境改善効果を試算しました。

■ DME(ジメチルエーテル)の普及

環境にやさしいDME* (ジメチルエーテル) 燃料を利用した自動車の普及に向け、DMEトラックの走行実験などのモデル事業を平成17年度に行いました。

*DME:天然ガスや石油、石炭などの化石燃料などを原料にして合成ガス(COとH₂)を製造し、それからつくられた燃料。化石燃料からクリーンな燃料へ転換され、また、燃料電池の燃料としても利用できます。ジメチルエーテルの合成ガスからの合成反応は、メタノール反応(合成ガスからメタノール)、脱水反応(メタノールからジメチルエーテルと水)、シフト反応(COと水からCO₂とH₂)からなっています。

■ 家庭からの二酸化炭素の削減対策の推進【環境計画課】

■ 環境にやさしい買い物キャンペーンなどの普及啓発

平成17年度は10月から11月にかけて、百貨店・専門店、スーパー、コンビニエンスストア及び商店街等42,072店に参加してもらい、特設コーナーの設置、売り場のスペースの拡大、買い物バッグの利用促進、簡易包装の推進、ポスターの掲示などを約40日間実施しました。

また、八都県市で連携して、電気製品の省エネ性能の違いが一目でわかる「省エネラベル」の導入を働きかけ、省エネ型家電の普及拡大を図る「省エネ型家電拡大キャンペーン」を実施しました。

■ 夏のライフスタイルの実践

「夏は夏らしく過ごそう」を合言葉に、「冷房温度28℃の設定」、「軽装での執務」などの夏のライフスタイル(生活様式)の実践を、平成17年度は6月21日(夏至)から9月23日(秋分)までの間、県民や事業所等に呼びかけました。また、事業所を対象にアンケート調査を行ったところ、約85%の事業所が軽装で執務を行うなどの結果が出ています。

■ 各種コンクールの実施

普段の生活の中から環境に配慮した行動を実践してもらうことなどを目的に、「環境にやさしいくらし自由研究・実践レポートコンクール」(小学生から高校生対象)を実施し、平成17年度は62校213作品の応募がありました。また、ケニアの前環境副大臣のマータイさんが提唱する“もったいない”運動に対応して、「もったいないから始めよう!作文コンクール」(小学生から中学生対象)を平成17年度から実施し、平成17年度は51校667作品の応募がありました。

■ 家庭での二酸化炭素削減対策についての普及啓発等

平成17年度は、16年度に小田原市域をモデル地区として実施した電圧調整機器*導入の効果把握を行ったほか、省エネルギーセンターと連携し、省エネ情報の普及に努めました。また、平成18年度は、「神奈川県地球温暖化対策地域推進計画」の中に、家庭で取り組むことのできる二酸化炭素削減対策をアクションプランとして例示するとともに、10月21・22日に開催された「アジェンダの日2006」など様々な機会をとらえ、家庭でできる対策の周知に努めました。

*電圧調整機器:電力系統(電線など)から住宅への供給については100Vが公称電圧となっていますが、実際には供給電圧は95~107Vの間で変動しています。この機器は供給される電圧を一定以下に調整することにより、電力の使用量を削減し、省エネルギーにつながるものです。

工場・オフィスからの二酸化炭素の削減対策の推進【環境計画課】

■ 建築物環境配慮制度の検討

工場やオフィスビルなどの建物の省エネ化を推進し、二酸化炭素の排出を削減するため、平成16年度、17年度に、建築物の新築などの際に環境性能を評価して格付けする、建築物総合環境性能評価システム（CASBEE*1）の活用について検討しました。また、既存建築物の省エネ化を促進するために、平成16年度から県施設への導入を進めているESCO事業*2に関する情報提供を行っています。

*1 CASBEE：Comprehensive Assessment System for Building Environmental Efficiency（建築物総合環境性能評価システム）の略。建築物の環境品質・性能（Q）と環境負荷（L）を数値評価し、Q/Lの値により5段階評価を行うもので、国土交通省など産・官・学の共同プロジェクトにより開発されました。

*2 ESCO事業：ビルや工場の省エネルギー改善に必要な包括的なサービス（省エネルギー診断、設備機器等の整備、省エネルギー効果の検証、設備機器等の維持管理等）を提供する事業で、必要な費用は、ESCO事業者により保証された光熱水費の削減分に対応する事業をいいます。

■ 神奈川県地球温暖化防止実行計画の推進

県の事業活動から排出される温室効果ガスを削減するため、地球温暖化対策推進法に基づいて15年10月に「神奈川県地球温暖化防止実行計画」を策定しました。本庁、出先機関等の庁舎、浄水場、道路照明等の発生源ごとに目標を立て、ISO14001の環境マネジメントシステムの中で進捗状況の管理をし、取組を進めています。また、市町村においても「地球温暖化対策地域推進計画」及び「地球温暖化防止実行計画」の策定が進むよう相談にも応じています。

■ 率先実行による成果の普及による二酸化炭素排出量削減の促進

○ESCO事業の導入

県の施設からの二酸化炭素排出量を減らすため、県では効果的な省エネルギー対策として県施設へESCO事業を計画的に導入しています。平成16年度は、精神医療センター（平成18年8月ESCOサービス開始）及び神奈川県工業高等学校・神奈川総合高等学校（平成18年4月ESCOサービス開始）の2件について、民間資金活用型ESCO事業の提案募集を行いました。

また、平成17年度は、8月に総合防災センター・消防学校及び循環器呼吸器病センターの2件には民間資金活用型、同年9月に環境科学センター（平成18年4月ESCOサービス開始）には自己資金型のESCO事業の提案募集を行いました。今後、ESCO事業導入で得たノウハウなどを広く公開し、民間オフィスビルなどへの普及を図っていきます。



ESCO事業を導入した県立神奈川総合高校

新エネルギー導入促進【環境計画課】

■ 新エネルギーの民間導入促進

○新エネルギーアドバイザー事業

平成15年度から、新エネルギー設備の導入に向けた個別・具体的なアドバイス等をNPOに委託して行う「新エネルギーアドバイザー事業」を開始し、平成17年度は59件のアドバイスをを行い、うち5件の施設で設備が導入されました。

○新エネルギー・省エネルギー学校派遣事業

平成14年度から、県内に在住、在勤で、新エネルギー・省エネルギーに関して豊富な知識・経験を有する企業や市民団体等の技術者や関係者の方々に講師として小中学校に派遣し体験型の授業を実施する「新エネルギー・省エネルギー学校派遣事業」を開始し、平成17年度は18箇所へ派遣しました。

○NPOとの協働による新エネルギー導入

平成15年度から、「かながわボランティア活動推進基金21」協働事業負担金により、NPO法人ソフトエネルギープロジェクトと県との協働で、学校への太陽光発電システムの導入を進め、環境教育の拠点となる「地球温暖化対策地域学習センター」の設置を行っており、平成17年度は県立海老名高校に10.02kWの太陽光発電システムを導入しました。

○普及啓発イベントの開催

平成11年度から、市民団体や民間企業と協調して、新エネルギー・省エネルギー等の普及啓発イベントである「エコタウンかながわ」を毎年開催しており、平成17年度は藤沢市で開催しました。

なお、平成18年度からは、毎年10月の第3土曜日・日曜日に開催する「アジェンダの日」に衣替えすることになりました。

○住宅用太陽光発電の導入促進

平成17年度からメーカー、NPO法人等の関係者と連携し、展示説明会やセミナーを開催するとともにホームページを開設しました。

○かながわ新エネルギー賞

平成15年度に、県内における新エネルギーへの取組を表彰する「かながわ新エネルギー賞」を創設し、平成17年度は、15件の応募があり、7件の表彰を行いました。

●平成17年度かながわ新エネルギー賞受賞者●

受賞者名	受賞内容
社団法人鎌倉青年会議所	太陽光発電照明灯の設置及び地球環境に関する啓発活動
学校法人田園学園宮崎台幼稚園	環境教育用太陽光、風力発電設備の導入
横浜市水道局・横須賀市上下水道局	小雀浄水場への太陽光発電設備の導入
株式会社キシムラインダストリー	ソーラーパワートラックの開発（新エネルギーに関するアイデア）
麻生区自然エネルギー活用促進事業実行委員会	新エネルギー普及啓発活動
株式会社岩中電機製作所	小型風力発電機の系統連系用制御システムの開発
ちがさき自然エネルギーネットワーク	新エネルギー普及啓発活動（普及啓発・導入促進）

■新エネルギーの県施設への率先導入

多くの県民が利用する施設への導入や緊急時に独立電源として機能する防災対応型の設備などへの導入に取り組んでいます。平成17年度は、県立三ツ池公園、県立海老名高校に太陽光発電を、精神医療センターに天然ガスコージェネレーションを導入しました。



県立海老名高校に導入された太陽光発電システム

■地域のバイオマスエネルギー*などの活用具体化の検討

京浜臨海部における工場排熱の有効活用など、地域に存在する環境負荷の少ないエネルギーの活用について検討を行いました。

*バイオマスエネルギー：生物体（バイオマス）から得られる自然界の循環型エネルギー。薪を燃やしたり、動物の糞を燃料にするといった伝統的なものから、サトウキビをエタノールにして車の燃料にしたり、生ゴミで発電を行うなどの近代的な技術までさまざま。木や生ゴミ、動物の糞尿などに含まれる炭素や水素を、発酵・分解・燃焼することによってエネルギーを取り出す。

2 オゾン層保護対策【大気水質課】

■ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に基づく規制・指導

フロン類の適切な回収処理を推進するため、県では、フロン類回収業者等に対し、法律に基づく適正な回収処理を指導しています。

この法律により、フロン類の回収を行おうとする者は、事業者の登録を受けるとともに、フロン類の回収量等の報告を行うこととされています。

▶ 表2-7-1 第一種フロン類回収業者のフロン類の回収量等(平成17年度)

	神奈川県	全国
回収量 (kg)	183,037	2,297,771
破壊量 (kg)	153,306	1,865,687
その他	29,731	432,084

注：その他は再利用されたものと、年度末に業者が保管しているものの合計量です。

* 第一種フロン類回収業者：第一種特定製品（業務用エアコンと、業務用冷凍・冷蔵機器など、いわゆる「業務用冷凍空調機器」）からフロン類の回収を行う事業者

■ 環境中のフロン濃度の実態把握

フロン類等の適正処理の推進を図るため、大気環境中における特定フロン^{*1}や代替フロン等^{*2}12物質の濃度について、平成17年度は県内5地点で年4回の実態調査を行いました。

調査結果は表2-7-2に掲げるとおりで、稚内のバックグラウンド濃度と比べ、CFCは若干高く、1,1,1-トリクロロエタンおよび四塩化炭素はほぼ同等、HFC134aは一桁高い値であり、使用量の多いHCFC22も約2倍の濃度でした。

また、濃度の経年変化は図2-7-4に掲げるとおりで、法律による規制及び代替物質や代替手段への転換により、長期的に見て、調査対象物質の大気中濃度は減少していくと推測されます。

*1 特定フロン：オゾン層保護のため国際条約により規制対象となっているフロン。

*2 代替フロン：特定フロンに代えて冷媒や洗浄剤として使用されているフロン。

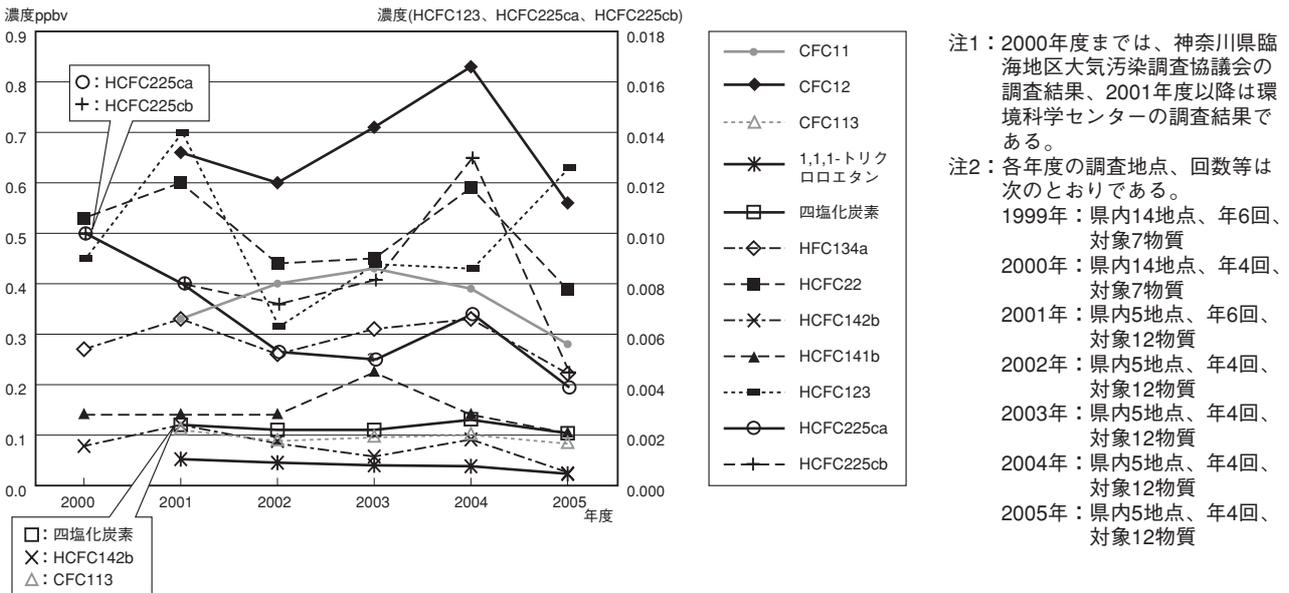
▶ 表2-7-2 環境中のフロン濃度実態調査結果〔年度平均値〕(平成17年度)

(単位：ppbv)

対象物質 調査地点	CFC 11	CFC 12	CFC 13	1,1,1- トリクロロ エタン	四塩化 炭素	HFC 134a	HCFC 22	HCFC 142b	HCFC 123	HCFC 141b	HCFC 225ca	HCFC 225cb
県庁	0.28	0.60	0.081	0.022	0.10	0.18	0.34	0.029	0.00046	0.054	0.0036	0.0039
厚木市役所	0.26	0.54	0.081	0.023	0.097	0.54	0.36	0.024	0.00065	0.075	0.0065	0.0055
小田原市役所	0.26	0.54	0.082	0.020	0.10	0.097	0.26	0.021	0.060	0.039	0.00086	0.00067
大和市深見台	0.33	0.58	0.087	0.025	0.11	0.16	0.36	0.029	0.0010	0.060	0.0042	0.0032
秦野市六間配水場	0.26	0.56	0.082	0.025	0.11	0.13	0.62	0.026	0.00092	0.29	0.0043	0.0092
全地点平均値	0.28	0.56	0.083	0.023	0.10	0.22	0.39	0.026	0.013	0.10	0.0039	0.0045
バックグラウンド 濃度(稚内)	0.25	0.55	0.079	0.023	0.099	0.037	0.17	0.017	-	-	-	-

*バックグラウンド濃度：工場などの人工的汚染源や火山などの自然汚染源からの影響を受けていない地域の大気汚染物質濃度をいう。

▶ 図2-7-3 環境中のフロン濃度の経年変化

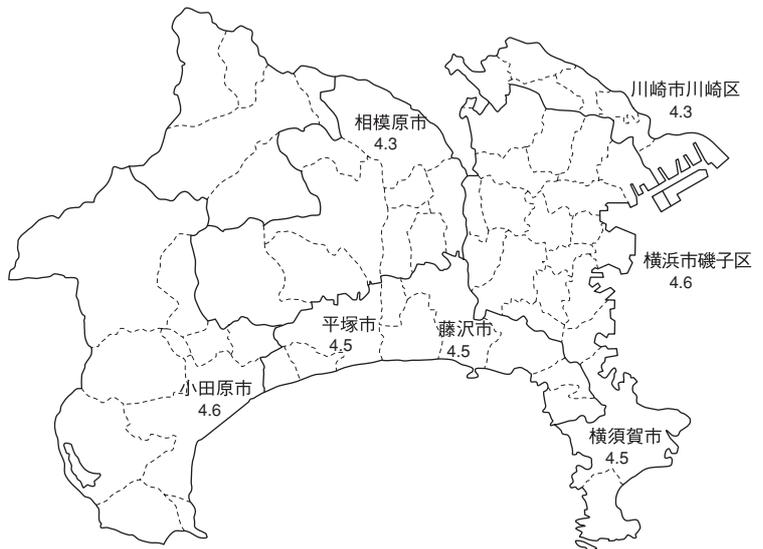


3 酸性雨対策の推進【大気水質課】

県では平成17年度に横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、小田原市及び相模原市と共同で、県内主要地点で、雨水の酸性度(pH)や主要な汚染源を究明するための成分分析等の調査を行いました。

また、昭和56年度から関東地方環境対策推進本部大気環境部会の事業として、関東(甲信越静)地方の地方自治体による広域的な共同調査を行っており、平成17年度は、10県1市が調査を行いました。

▶ 図2-7-4 平成17年度雨水の酸性度(pH)の地域分布図



4 国際環境協力の推進【環境計画課】

■ 国際的なネットワークの維持・拡大

平成14年に開催された「アジアの地方自治体による国際環境シンポジウム」の成果である「持続可能な開発のためのアジアの地方自治体の取組に関する神奈川宣言」(以下、「神奈川宣言」という。)は、国際環境シンポジウム終了後も情報交換・情報交流を行うこととしており、この「神奈川宣言」に基づき、県では、「神奈川宣言ネットワーク」という情報交換・情報交流の場を構築しました。国際環境シンポジウムに参加した団体を中心に、「神奈川宣言」の趣旨に賛同する団体へのネットワークの拡大を進めています。

■ 国際環境自治体協議会(ICLEI)への加盟・連携

国際環境自治体協議会（ICLEI）は、地域の環境を改善することにより、地球環境の保全を目指す世界の地方自治体が加盟する国際的なネットワークです。本県は、平成5年8月にICLEI日本事務所を介し、ICLEIに加盟しました。また、平成16年7月には、ICLEI日本事務所の有限責任中間法人化に伴い、設立時社員となるとともに、法人の実質的な運営を行う運営委員へ就任しています。

■ 神奈川国際環境協力協議会

平成10年に行政と企業等との連携による国際環境協力をテーマに県が設立した神奈川国際環境協力協議会では、平成11年度から15年度まで人材育成による国際環境協力事業として、ベトナム及びタイで毎年度1回ずつ研修セミナーを開催してきました。この研修セミナーは、人材育成・情報交流による国際環境協力について、一定の成果をあげてきましたが、これまで進めてきた人材育成事業の成果をさらに進め、現地の環境改善に向けた具体的な取組につながるプロジェクトの形成を目指し、平成16年度は、タイにおいて、現地自治体や企業の連携により、太陽光発電装置を活用した環境教育分野と廃棄物処理分野において環境改善が図られるような新たなプロジェクトの形成に向けた調査を実施しました。

平成17年度は、事業調査の結果を踏まえ、環境教育の推進に意欲のあるプーケット市立ムアン小学校から幹部教員を招聘し、「かながわボランティア活動推進基金21」協働事業負担金を活用して太陽光発電装置を設置し、環境教育を推進している小田原市立大窪小学校と自然環境を取り入れた授業を実施している横浜市立下永谷小学校等を視察・研修するとともに、協議会からもプーケット市立ムアン小学校など環境教育分野と廃棄物処理分野の現地視察を行い、タイにおける環境教育プロジェクトの推進について協議しました。

また、タイ自治体の市長などを構成員としたタイ自治体環境視察団を6月と9月に受入れ、地球環境戦略研究機関や横須賀市リサイクルプラザ等の視察を実施しました。

■ 第15回地球温暖化アジア太平洋地域セミナー

環境省、横浜市、オーストラリア政府、ニュージーランド政府、国連機構変動枠組条約事務局（UNFCCC）、国連環境計画（UNEP）及び社団法人海外環境協力センター（OECC）との共催により、平成17年9月11日（日）から15日（木）にかけてパシフィコ横浜で「第15回地球温暖化アジア太平洋地域セミナー」及び「国連気候変動枠組条約第6条アジア太平洋地域ワークショップ」を開催しました。

今回のセミナーでは、28か国・14機関の行政官を中心に、84名の専門家の出席を得て、温室効果ガス緩和対策の相互利益（Co-benefits）、クリーン開発メカニズム（CDM）、気候変動への適応策等について活発な意見交換が行われ、各国の理解が深められました。また、ワークショップでは、アジア太平洋地域における普及、啓発、教育のあり方について活発な議論を行いました。

さらに、本会議の関連イベントとして、環境省、横浜市及びOECCの共催により、9月10日（土）に、約200名の一般参加者を得て、環境の視点からの意識改革をテーマにシンポジウムを開催し、日々の暮らしの中で地球温暖化問題にどう関わるべきか、地球温暖化を防ぐために今できる行動とは何かを互いに考える機会を設けました。また、9月10日（土）と11日（日）の両日、市民参加型、体験型のイベントをクイーンズスクエア横浜内のクイーンズサークルにおいて開催しました。



地球温暖化防止シンポジウム

